

第53回 鈴鹿市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催について（報告）

新型コロナウイルス感染症について、市内での情報共有及び感染症対策を図るために、見出しの会議を開催いたしましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1 日時・場所・出席者

- (1) 日時…令和3年5月9日（日）10：00～11：20
- (2) 場所…鈴鹿市役所 6F 庁議室
- (3) 出席者…鈴鹿市新型コロナウイルス感染症対策本部構成員

2 県内の状況及び「三重県まん延防止等重点措置」について

新型インフルエンザ等特別措置法による、まん延防止等重点措置の三重県への適用が5月7日に決定されました。これを受け、期間中に緊急的に行うべき対策をとりまとめた“三重県まん延防止等重点措置”が本日5月9日（日）から適用されます。（措置実施期間 5月31日（月）まで）

3 「三重県まん延防止等重点措置」を受けた本市の対応について

(1) 本市所管の全ての貸館施設などにおける利用時間制限について

「まん延防止等重点措置」において、公民館や文化スポーツ施設などの施設の営業時間を20時までとする協力要請があることから、通常は20時以降も利用可能な本市所管の全ての貸館施設などについて、まん延防止等重点措置期間中の利用を20時までとする制限を行う。

予約者については、各所管部局から直接連絡するなどの対応をし、丁寧な説明にて理解を求める。

また、カラオケ設備が使用可能な施設について、徹底的な対策を求め、感染リスクがあるものについては使用中止とするなどの検討を行っていく。

(2) 飲食店などの営業時間短縮要請に係る周知について

「まん延防止等重点措置」において、特措法第31条の6第1項に基づく、営業時間短縮要請がなされており、当該要請は正当な理由なく応じない場合に罰則（20万円以下の過料）が科されることがある。

なお、営業時間短縮協力要請に応じ協力いただいた事業者に対する協力金については、三重県から情報があり次第、早急に周知することに努める。

(3) 事業所における感染症対策の周知徹底について

労働局や経済団体において、事業所における感染症対策の周知徹底が求められている。本市においても、各団体と連携し、周知徹底に努める。また、外国人労働者を雇用している事業所などへの対応を検討する。

(4) 公園施設における感染症対策について

「まん延防止等重点措置」においても路上や公園での大人数・長時間となる飲食は避け、また、大人数・長時間となるバーベキューは感染リスクが高まるため、感染症対策が徹底できない場合は避けるよう要請されている。このようなリスクがあると考えられる3公園（海のみえる岸岡山緑地、鈴鹿川河川緑地、フラワーパーク）について、飲酒の自粛も含め、バーベキューにおける感染症対策の啓発を強化する。バーベキューが可能な「海のみえる岸岡山緑地」において、施設の予約状況を確認し、感染リスクが高いと思われるものについては予約者に「まん延防止等重点措置」の主旨をふまえ、時期を延期していただくなどの理解を求めていく。

(5) 修学旅行の日程延期について

「まん延防止等重点措置」の適応に伴い5月中に修学旅行を予定している中学校について、日程の延期を行う。

(6) 市民からの問い合わせ対応について

現在、新型コロナウイルスワクチンの高齢者接種受付開始に伴い、予約が取れない、予約専用コールセンターへの電話が繋がらないなどの問い合わせを多くいただく。特に、新予約枠の予約が開始となる火曜日に問い合わせが集中する傾向がある。5月中は市役所代表電話への問い合わせ体制を火・水曜日に強化し、対応にあたる。

また、「まん延防止等重点措置」の適用にあたり、ワクチン接種以外の問い合わせに対し、市民の方が混乱を招かないよう体制を検討する。